



埼玉労働局長 増田 嗣郎 様

2020年8月19日

埼玉県労働組合連合会
議長 伊藤

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-
第1木村ビル

2020年度埼玉地方最低賃金審議会の答申に関する異議

1. はじめに

埼玉地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会の答申（公益委員見解）を受け、8月5日に、昨年の926円から2円引き上げる「時給928円」を答申しました。引き上げをしなかった都府県もあるなか、公労使三者の合意として10月1日実施に間に合う日程で回答したことは評価されるものであります。

事務局の埼玉労働局賃金室をはじめ、埼玉地方最低賃金審議会における公労使各委員の皆さんのこの間の努力に敬意を表します。

しかしながら、結果として今回の引き上げ額では、昨年増税された消費税分をカバーする水準には程遠く、生計費原則の視点から到底納得のできる引き上げ額ではないことと、依然として東京都との格差が月額でおよそ15000円もあり、私たちが意見陳述で主張した労働人口の流出の解消という点からも、十分に納得できるものではありません。また、この金額に至った理由についての詳しい説明もないことから、今回の答申額について不満の意を表明するものです。

よって、埼玉労働局一般公示第33号により、以下の通り異議を申し出ます。

2. 異議の内容

1000円以上という政労使合意の金額を実現し、東京との格差を縮める引き上げ額にすること、審議会の全面公開をすること。合わせて、中小企業にとって実効ある支援策を国に対して強く意見することを求めます。

3. 異議の理由

(1) 生計費原則に基づく必要額に近づけ、東京との格差を少しでも埋める改定額に

私たち埼玉労連は、この間の審議会で再三述べてきたように、生活できる賃金水準はどこに暮らしていても1500円程度は必要であることから、全国一律1500円という基準を掲げ、この金額が妥当であることを示すために、「最低生計費調査」にも取り組み、その結果も示してきました。また、2010年に政労使で全国加重平均1000円をめざすという合意をしてから10年の歳月が流れていることを考えると、埼玉県で1000円以上の水準にすることは喫緊の課題であると考えています。そのことを裏付けるため毎年の時給調査で、埼玉県の時給水準が平均1000円以上であることも示してきました。特に今審議会においては、法律の専門家である埼玉弁護士会からも1000円以上を求める会長声明が出され、法的にも今の最低賃金の水準が低すぎるのが指摘されています。こうした状況から、今審議会において積極的な答申が示されることを期待していましたが、結果として昨年10月に増税された消費税の引き上げにも及ばない水準の答申額となったことは非常に残

念です。

また、最低賃金制度は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」（最低賃金法第1条）ことを目的としています。が、残念ながら上記の改定額では隣接する東京との格差は、今審議会の答申額を加味しても月額換算で約15000円の開きがあり、公正な競争力という観点からも法の要請に応えたものとはなっていないと言わざるをえません。この東京との格差がある限り、東京に隣接する埼玉県の労働者が、同一の労働でより高い賃金を求めて東京に職を求め、結果として人材確保が困難な職種で人手不足を解消することができません。

今年、コロナ禍という特殊な事情により中央最低賃金審議会が目安の答申で、具体的な金額を示さず、地方審議会に丸投げするという異常な状況であったことは考慮しますが、意見陳述の場でも述べた通り、逆に東京との格差を大幅に縮めるチャンスでもありました。また、今回のコロナ禍という非常事態において、最低賃金に大きな影響を受ける非正規労働者の生活がわずか数カ月で破綻してしまうことも明らかになりました。これは、今の最低賃金の水準が今回のような非常事態への備えをすることが困難であることを端的に表しています。こうした状況を踏まえ、埼労連としては、生計費原則をつらぬくことと、東京との格差の是正を重視し、現在の最低賃金制度の中で可能な限りの引き上げを求めました。しかし、結果として生計費原則に応える水準との乖離が依然として大きく、東京との格差が縮まったとはいいがたい状況であることと、意見陳述後の審議会（専門部会）が非公開であり、答申のなかでも具体的な審議過程が述べられていないことから、私たち埼労連と加盟組織による意見陳述を受けて、どのような議論がなされ2円という改定額に至ったのか分からない以上、今回の答申額が生計費原則の水準に近づけることを目標とした政労使合意の1000円にはるかに及ばず、東京との差が依然として大きい点をもって意義を申し上げ、コロナ禍で疲弊した経済を立て直す視点からも、さらに1円でも2円でも引き上げる改定額にすることを求めます。

(2)審議会の全面公開を

埼玉地方最低賃金審議会の運営については、審議の公開において大きな前進が見られましたが、最賃額の改正決定についての具体的な議論の場となる専門部会など、重要な中身が話し合われる審議については非公開であり、決定額に至るまでの過程を公にしません。これではどのような議論が交わされ、今回の決定額に至ったのか、一般の県民はまったく知ることができません。今審議会の中で、次年度の課題として積極的な受け止めをしていただければと思います。

(3)実効性のある中小企業支援策を求めて厚労省へ働きかけを

意見書にも書かせていただいた、社会保険料の減免など中小企業の支援施策の実行を促すため、政府に対して埼玉地方審議会としての意見をあげてください。

以上